

問題1

【出題意図】 国民固有の権利として保障されている選挙権について、公職選挙法に基づくそれぞれの制限に関連して、とりわけ、やむを得ない事由の有無に係って説得的な議論ができるかを問うものである。

【採点講評】 選挙権が憲法上保障される重要な権利であるという出発点を取り違える回答はあまりなかったが、選挙権の位置づけを17年在外国民選挙権訴訟判決その他の最高裁判決を踏まえてキチンと理解している回答は意外に少なかった。公職選挙法による選挙権規制に対して「選挙の自由と公正の確保」などの観点を踏まえつつ、やむを得ない事由を精緻に論証しようとする基本姿勢を欠く回答が見られたのも残念であった。

問題2

【出題意図】 集会結社の自由に関する問題であり、2つの基本判例の差異を認識していることがまずは重要であろう。そして、民主主義社会におけるその重要性を踏まえた司法判断を検討できるかを問うものである。また、民間組織と公的機関の憲法上の扱いの違いも、当然ながら理解していなければならない。

【採点講評】 本問が集会結社の自由の問題であることにはほぼ全員気付いたが、中には厳格審査ベースであることを指摘しない者、厳格審査だと言いながら「重要な目的、実質的関連性ある手段」などの中間審査を行う者など、勝手な司法審査基準の操作が目立った。パブリックフォーラム論であることの指摘はごく少数であった。自治体の建物の場合、当該団体の主張を根拠に差別的取扱いができないことを、上尾市福祉会館事件判決（最判平成8年3月15日民集50巻3号549頁）と泉佐野市民会館事件判決（最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁）の違いを踏まえて展開した解答は皆無と言ってよく、残念であった。

問題3

【出題意図】 行政法総論の中核的項目である行政行為論について、ここではその効力（法的効果）について広く論じることを求めるものである。とりわけ行政行為の特殊の効力として重要な公定力についてはその意義、根拠、限界について正確な理解を問うが、他の効力を含め、体系的な理解を問うものである。

【採点講評】 問題3は、行政法学上語られる行政行為の種々の効力を網羅的に論じることを求めた。公定力については一応言及している回答がほとんどであるが、その意義、根拠、限界についてきちんと論述できている回答は多くはない。その他の効力については言及できていない回答、不完全な説明に終わっている回答が多い。知ってはいるものの答案に書き出すことができなかつただけかもしれないが、既修者は入学後、行政救済法の講義がすぐに始まるので、その前提知識にもなる行政法総論について徹底した復習が必要である。